

特43

519

神祭問答

一名
人の務

筑前松田敏足著

眞心教會教務本局藏版

[所版活居新丁之濱松高 刷印]

014187-000-6

特43-519

神祭問答 一名, 人の務

松田 敏足/著

M17

ABB-0504





北筑 松田敏足著

秋の秋の朝露の色は一ツをいかにして秋の木を千々に染らんと詠め
 られたるを面白けれ余れ明治の十まり六年といふ年の秋もはや半を過ぬる頃
 平山の麓なる谷川は流れに作りかけたる畏かれ彼足一ツ上りの宮にもあゆべか
 める假中敷院の奥まりたる處に寓居して在けるに心なき身も折かすの秋の天晴と
 身にしみて欄よ寄つ、見渡せば尾の上の松の翠こそつれなれ木々の木は葉は薄
 く濃く千々に染わけたるを見るに付け聞くにつけ朝夕神の幸ひの尊さにのみ心を
 鮮く身の唯一色の白露のいかに染てか薄からぬ錦の色や織かくとわやしきまで打
 りで感げつ、あるに適ま入來る二人三人の客どがこれはた學びの色もうすく濃く
 究理どか自由どかぞこがましげに云ふありて打談らふ折から一人がいふ 甲「問

日かの高枕どか薦枕どか寐ても寤ても高天の原を夫のみに勞かる、主も常々問た
事こそ有れ一躰我々の心では天地といふ者は何も空々寂々自然自生の者で彼方
は日月風雨となりて照たり降たりが役目なり此方は人間として吾手や吾足をこ
び自由に生活が持前なり各々持前を盡す丈にて相方更に關係はな事と思くる
に動もすると敬神どか祭典どかわからぬ因縁を縁立て狂人じみた躁ぎとなし財
を費する事なるが一躰神と人間にいかなる關係のある事か御高説承とらん
膝推す、めて問かると傍らより乙イヤ例の理論は暫く止にして追取我輩文盲
の者と年中朝廷御大祭の解釋なごこと日本に居ながら知らざるも如何なりまづ是
等の次第より大畧御示し下されたしと云ふに
答曰是はさて御兩人夫々反對の御意見何れにも吾輩の所見を伸ずんはあるへから
ざる事條さらば雙方相束ねて答へ申すべしまづ甲君の疑團の一條いかさま此天地
は空々寂々といは云へき様の物なるがそは必竟神明といふ者、目よも見ず耳に

も聞えぬ物ゆえの説きらんが然らば吾輩の骸にも魂魄といふ者は腦をささ骨を割
て穿索しても見ゆる者にわらず夫こそ彼枝を折り幹を碎さて尋とせ紅ふか花
の色香と云たる様に紅梅や緋桃の其真赤な色のふと出す本を尋ねんと其木は枝
を折り幹を割碎さてさがしても紅ふか花の色香の出どころは知られぬと同然
にて頭を碎き胸をさいて尋ねても靈魂の在處は見えず影も形もなければ夫ぢや
と云て幼少な兒童の頭腦を一ツ擲き唾を一ツ吐かけても大造に怒り出すを見れば
確然に靈魂の有るに相違はないといふ様の者なり是に就て咄こりわれ或る山僻人
の時計などは見た事もなき昔に六角の柱時計を拾ひて何かはわのりす先づ食籠な
らんか辨當ならんかと評議とりく内の柱に懸て置くに忽ち十二時を晝飯城中
じやんくちんくちんく鳴出したで家内大躁き食籠の鳴死出したと喚驚して居ると夜
食比おもまた鳴出したでさて全く時刻を知らずる器械じやと大勢寄て工夫を付
たが其時一人が云にはこんな不測奇妙の者は天か降るか地から湧るか其原が知

りたといへばまた一人が云地から湧たどすれば地の底に斯いふ大智を備へた者が
の在るとせねとならず天より降るとすれば天上に斯いふ大智を備へた者が
が確固に知らる、といふたどかされば是と同じ理屈で此世界の日月の往環り春夏
秋冬梅が咲き橘なが薫り千葉の錦を争うひ松や柏のみどりの色をかへぬまで其枝
も違ず時もくるとす年々歳々の異りなきまた我輩人體は百人は百人千人は千人
の其云にいはいれぬ不測の器幽が一ツも異亂なきに徴みて此天地の大元に吾々人間
は曾て以く及びもなく眞似も出来ぬ大智慧の神が較然に洋在とが知らる、事ここ
は吾輩か申すまでもなく近來西洋の説にも飽まで云ふる事なれば今ては嬰兒も承
知したるとでふ甲「いかさま天よ全能の神あるといふとは嬰兒でも知る咄なれ
は態々長々しき御説も及ばぬが唯僕の疑ひと前にも申す通り天地の神は天地の
神で巳々の好た様に天地を造り山川を生し吾輩人間をも生造らる、事と其れに相
違も有まいが到底吾輩に於て其生造を受るとて此方より注文した覺えもなけ

は詭へた證據もなし然れと造つたのは唯先方の自身の心入自身の望みといふ者な
り依て吾輩に於てと禮いふにも報恩するにも及ばぬ事と存するなり此處は如何で
ござる

答曰御説一理なきに非るが如し然れども先づ熟くりと勘考あれ聞けば足下にも子
息ありて近來は随分學問諸藝を獎勵あり其れには彼是入費をかけ後來老後の杖柱
ども頼まるべきとかの御存念の由承はるが其老後に至り子息が相應出世もあり生
産も饒かになられた節足下今こそ是迄精氣根財入たる甲斐こそあれさらばまづ不
自由なる養ひを受けんと手倚る、其時に至り子息が打てかどつてイヤ自分と何も
御身も産て餉はふと注文した覺えもなし詭らへて證據もなし頼みもせなひに己々
の樂しみに造て置て今更孝行だの人倫上の義務の小やかましひ因縁をいわれ
とて更に此方に關係はなしとコウ云れし時にとコレ何とござらう實に禽獸に
も劣つた人畜生といふより外の事とないでござるまきは兎に角此天地間の事とい

ふ者は右様禮儀づくめの埋屈うりくつでいへば天に對する義務もなく君臣もなく父子もなく兄弟もなく義理も情もなき破壊主義の味閻世界あゐやまとなるでござる因て唯々親は子を愛し子は親を大切に養ひ神は人を守り人は神を謹んで敬ひ仕へ奉るが天地間自然平安なるの道理にして權利義務の並び立つ根本でござる則ち是を天理必然の關係とはいふとなり之を正實に履行なふ者を開明人といひ之を打壞す者を野蠻人といふ機の者なり猶其委しき理由は追と下しもに演ぶるで有ままやう

四方拜

一月一日

さて是よりと段々と御質問に答へて年中の祭典の由縁を述べ夫に就て神徳のわらましをも傍ら説解くる事に有ますがまづ朝廷年中の御儀式にて此四方拜が最初なるが則ち一月一日の曉に行とせらる、事にて天皇大御親ら天地四方を拜せられ次に御歴代の山陵をも御拜わらせらる、故四方拜と申すなり此御儀式の事と古く宇多天皇の寛平御記と申す御記録にも見えられ其始久しき世より行とせられ

れし事とぞ見えたる公事根源に年災をも拂ひ寶祚をも祈り申せらる、儀にて侍るにやと配されたりされば到底の所年の始故まづ天地四方の神々御代々々の御靈の御前を拜しとせ給ふの義由とぞ考へ侍らる「さてまた是より神祭をなす事の人間の世に於て大切の義務なる理由を攝摘んで咄すと彼古き歌集の歌に「葵草照日と神の心かも影さす方にまづなびくなり」と葵草と俗に日廻りと云て其丈六七尺黄色の六七寸なる花さく草にて常に其花が日輪の方に向ひ廻る故仰ぐ日てふ意にて葵と名付けし由なるが一首の心と彼葵草の照日に向ひ廻るといふと全く神の御心にかもある心なき無情の草木としてあの通り不測にも日輪の影さす方にまづなびく事なりと驚き感じたる歌なるが實に此通り天地間の萬物と草一本木一本まで神の御心よりして出来る物故心なき草木までかく自由自在神の御心まかせにも廻り向ふといふ者なりされば一草一木も神の御恵に洩もれざるより推して亦我骸の其御造構に洩もれざる事も云までもなく一切其費なるを知るべきあり其一證と少さか舉

れば先づ人の目といふと顕微鏡の理合より造り萬づの形を瞳の鏡に映し取等段々大
きくなし奥の視心經に感ずる様なし耳と其奥に鼓膜とて大鼓の如く帳たる皮あり
てさて空氣に傳ふる物音を耳輪に支へて其穴にそくり込み奥の彼鼓膜に通し聽神
經に感ずるといふ機關なりまた口と其舌のざれくどしたる物質と蛸の足の吸口
の極少なき如き物にて是に一切の味ひの甘し辛しを知わくる様なしまた咽より出
る息を此舌と腮にて扱ひ抑揚へして言葉をなす様機關りさて此口が實に人體の靈
所賄の柵元にて前齒は薄刃の庖丁なり奥齒と研磨なりさて薄刃のあら刻みでは
消化が惡劣故猶研磨で研こなして消化を助くるといふ類にて其身體を保護する爲
の構造の限りなき細密に行漸りたる之にて知るべきとて實に思ひ旋らせば涙もこ
ぼる、とて是より推して猶四肢百體の一々より衣服飲食家宅の一切までの御保護
は洪大無邊なるや誠に果しなく限りなきを知るべきとなり而も通常の口にかくる
とナニ親々の閑は仕事で出來たる我輩御かげも御せわもある事かといふ様は者な

れど何トテ其間の間細工に薄刃の庖丁だは研磨だの人間業に行届く者か 男女
の分ちさへ手に及ばぬ事夫に種々の我儘をいふて居る者ヤ若し指登本でも足ら
ない不具に生れたら生涯普通な縁さへ結ばれぬといふ者何と其欺さど如何程と有
うぞ全い身と受て有がたいともいはずン祭典が厭さいとか敬神が面倒だとかい
ふが如死は彼彼でさへ獸を祭り類でさへ魚を祭るに對しても此萬物の長として
平日國の爲とか同胞の爲とか肩臂張て居る身が我生育の本たる神は恩義を知らず
性法權義の根源を忘れては實に其身ともどもり此日本迄の恥といふ者でござる

元始祭

一月三日

此御祭典は同しく三日に是亦天皇 大親ら宮中神殿あ於て八神殿 賢所 天神
地祇八百萬の神々御歴代の天皇の皇靈の御前を祀らせ給ふ事よて則ち親しく御告
文をも宣給せせらる、御事なりされば久賢の天の上に事はじめて天津日嗣の天皇
の御位を定め奉らせられし始原づき其大元の神々を祭らせらる、事故元始祭と

は稱へさせらる、事と思ひ侍らる抑も我天皇の天都日嗣の御位と申すは延喜式
大殿祭の祝辭より考るに高天原爾神留坐須皇親神魯企神魯美之命以皇御孫
之命乎天津高御坐爾坐氏天津璽乃鏡釵手捧持賜天言壽宣久皇我宇都御子
皇御孫之命此乃天津高御座爾坐氏乃天津日嗣手乃千秋乃長秋爾云云安國止平氣
知食云云此詞を釋和らげて申すと高天原とは此蒼々とした大空のごとで其大空
に神留きて其神靈が世界一面に充滿してやします所の神魯企神魯美なる天津神の
命られを以て皇孫璽々杵尊と天津高御座なる御坐席に置させられて天照大神
が御手に天津璽の鏡と釵を捧げ持賜ひて祝ひ壽きて我宇都と大切の御子孫皇孫よ
此の御坐席を以て天皇の御位に定位給ふ御席と定めて日嗣の皇位を千万年の久し
き安々たる國と平らかに知り御治めなされよと仰せ付られたりとの趣意にて是れ
て我天皇は此天地世界の主宰造化の神よりの神詔られにて眞しき御正統として御
授けありたる御位なる事が明白に知らる、事でおぼざる則ち上に配する賢所とは

爾ち天津日嗣の御位の璽たる鏡釵玉にて鏡は八咫鏡とて天照大神の御象を映
しましたる鏡なり釵は則彥の釵とて素戔嗚尊の御飾にありし釵なり玉は八咫瓊の
曲玉とて天照大神の御身に着させられし玉なり但し此内鏡は伊勢内宮の御神體と
まして伊勢にまし釵は尾張の國熱田の宮の御神躰とまして熱田にまし其賢所に
ますは御摸しなるが玉のみは正しく天照大神の著させられたる者にて寶ふ宇内に
亦と二ツなき寶なり是所謂三種の神器なり次に八神殿と申すは神魂高御魂生魂
足魂玉留魂大宮乃寶神大御膳神辭代主神已上八柱にましますなり上の魂五柱は
是皆所謂神魯企神魯美なる天地主宰産靈大神の萬物を生々化育し給ふ御魂にして
大御親ら天津神籬に齋ひ鎮めて授ましたる所なり次に大宮の寶の神とは出雲大神
の和御魂大物主の神をまして幽冥の神事を知しめし大御膳神は伊勢外宮の御神に
て衣食住一切人間生活の本を恵み給ふ神をまし辭代主神は出雲の大神の御子とま
して萬の神の御尾前と申す神をて是皆天津神の詔のまに御魂を鎮めて天皇を

始奉り天の下公民の生死禍福悉皆の大元を知し守り給ふ所なりまた八百萬の神も之と同一く天神の御産靈を賛け奉りて力を協せて御守まします事にぞある則ち此心を萬葉集に神代欲理云傳介良久處見通倭國者皇神乃伊都久志吉國とよみたり是と日本は皇神等の御守護嚴重の國など云意また續拾遺集は「天地の神の保てる國なれと常磐堅磐に君を榮えむ」とよみて此意は神々の受保く守とます國なれば千代常磐は君は榮ますにぞあらんと入るにて是等の歌世々の集に數多けれと所せまけれとさのみ舉すさてまたかく年の始より次々御祭典の鄭重しく大切にあらせらる、其趣意は彼後醍醐天皇の御製に「世治まり民安かれと祈るこそ我身に盡ぬ思ひなりけれ」と詠じさせ給ひしにて知らる、事にて全く常々天神地祇を拜しさせ給ふも唯々世治り民の安かる樹にと祈らせらる、こそ天子の御身に明暮も盡せられぬ御物思ひにあるとの御歌は意にて今も昔も四季年中の御祭かしましくも唯々民安かれ年饒かなれとの事を御祈願ましますより外なければ心めらん

人は神と君との厚き恵みの萬が一をも報ひ奉る爲には年中大祭日の當日は朝どく起り身を清め門を掃ら御國旗など怠りなく取飾り遙拜所或は産土の神の御社に詣で遙拜し且つ宮中の御儀式にならひ奉り我家の神床にても神饌など供へて饗んで御祭申すべし事にこそ

孝明天皇祭 一月三十日

孝明天皇御諱は統仁今上天皇の皇考よまして仁孝天皇第四は皇子なり御母を新待賢門院とやし左大臣藤原は實光公の御女よましてせり天皇天保十一年三月を以て皇太子に立せ給ひ弘化三年二月臘祚御年十六歳にならせ給ふ御性質剛氣明斷にわたらせ給ひ御即位あらせられて以來常に朝廷の御養へを愛へさせられ殊も外國の事起りてよとは頼ら宸襟を惱させられ學習院を開きて學事を進め或は諸大名に外國の處分を建言せしめて開しめし給ひまた八幡加茂の神社に行幸あまて攘夷の事を祈らせ給ひ又取時よと禁中御庭にて薦の上に御座し御食を斷せ給ひて天神地

祇に玉躰を以て國の難ひに代らせ給はんと祈り給ひし事一七日なりしとぞ時に三
條内大臣實高公此體を見奉りいかに皇國の事を祈らせ給へばとてかくまで數日
御食事も断せられては玉躰もいかでか保たせらるへき餘りに恐れ多き事なりと
御諫め申上られしかど御聴しおらせられざりし程なりしとぞされば折からの御歌
にも殊に有難き御歌ありしそは外夷の事を憂へさせ給ひて「朝な夕な民安かれと
祈る身の心にかゝる異國の船」また「鳥羽玉の夜すから冬の寒さにもつれて思ふは
國民のこと」また幕府の常に詔のりを奉しやさぬ頃の御歌にや「わぢさなやまた
わぢさなや葦原の頼むかいなき武藏野の原」など今之を誦上げ奉るよさへ有難
く涙もこぼる、御歌なりか、まで我國の爲民、爲御心を惱ませ給ひしと恐さか
も哀しさかも遂に維新復古の盛運、先づ、せ給ひ御在位廿一年慶應二年十二月痘
瘡の御腦に懼らせ給ひ崩御ましくけり聖齡三十六歳海内をわしるべ涙をと、ぎて
惜しみ奉らぬはなかりし則ち泉涌寺後の山に葬し奉り山陵を後の月輪東山に陵

とを稱し申しさ

紀元節

二月十一日

紀元節とは年立の元を紀すの由にて其紀年の根本を立始められたる其月の其日を
祝ふ節日なる故かくは稱する事なり則ち本日は八皇第一代神武天皇始めて大和の
國畝火山の麓橿原に都を立天津日嗣の天皇の御位に即せ給ふ辛酉の年一月朔日に
當る日なり明治六年より舊來の五節句を廢し紀元天長の節節を始め給ふ抑も神武
天皇や始めて日向の國より起らせられ海内の人民を浦安の安さに置さ玉垣の内津
國とて金戸とさ、ぬまで打治め給ひてより以來茲に百四十餘代二千五百四十有
餘年の久しき皇統連綿御稜威赫々一日の如し實に萬國に比類なき所よろしく吾人
民たる者尊び崇め奉り御恩に報ひ恭しく奉戴し佳き節日を祝し奉るべきなり
問く曰御高説いかさま感服と申したひがナト心腹に落かぬる事こそわれを思いか
にも御代が二千五百四十年餘續いたには相違はぬが其つ、いたのが天皇の皇室

に取て目出度はいふまでもない吾輩人民の頭腦にかゝる効能はどんな物かナト云は、隣の御祝ひらしう思はる、事なり次に御恵に報ひてどの御示志なるがいと人民が程よく永久に奉戴し申せばこそ御代も千代八千代と榮えさせらる、といふ物なれ然とば恐れながら御報ひ申すといふが何と云へばこべらしい様でござるが爰は貴説いかいでござる

答曰いかさましか問れては困る様の者なるが能開給へ足下の説は恰かも樂の効能で命殞助かど其跡で藥液買てくるればこそ藥舖もたてと思を破せ我慢を云ふ如し必竟藥に効能があればこそ買もすれ藥舖に義理立に飯粒の黒焼を惜さ金を擲て買たる例を開かずされと今も往先も吾輩日本人民の安堵に効能ある我皇室の稜威なるに於て其御報ひを申すは更に轉倒なる理のなればこそ様なしいで猶吾輩の頭腦に被る御恩費の程を申述ん抑も我日本人民の氣風たる尤も萬世に機敏の實あるにも善に轉るにも疾さよりまた惡に轉るにも速く勢に動き傾くに甚だ剛さが近來の

説にも吾人氣が彼法蘭西に民風に似て居るなどいふ程の事なるが該國輓近人心の輕躁より大亂打つといふ一國老弱に塗炭に陥る苦しみ身毛も彌立つ事共なり此氣風たる一時舊弊改其するなどは至極なれども其人氣立つに及んで容易に之を防ぐ能はず之を能く防ぐは唯數千年人民の心腹に眞實有難しと思ひ込ざる習慣より外防ぐ術ないでござる然して我皇室や天神の御正統として親しく天津靈を授からせられ日嗣の位を定めさせられて爾來數千年連綿神々しく御威稜を赫かし今に到る是乃ち天神の詔命の明白確然なる所にして其有難き海内上下の心にしみ着て動すべからざる者あり是によりて民志純一に號行能行はる、者あり則ち神功皇后の一度韓を征して永く服し従はしめ給ひ或は弘安に蒙古十萬の十敵を引受て一人の心ある者なく十分の勝利を得或は維新の際三百諸侯は一旦貳百餘年の榮華を擲ち斷然版籍を奉還して疑がはざりしが如き全く是此一系帝統は有難きが其方向の目的となりたりと云つべし猶いはし支那の如き堯舜の一度譲り湯武

の一度奪ひしより習慣例となり古來國を奪ひ姓を改たむる者殆んど三十其國を易
へ革命の度毎一國の動亂は國民一同相伴せざるを得ず是が爲骸を山とし血を河と
する慘ましき状態は聞にさへ身も寒さ心地せらる、事なり然るに日本の如きは其
亂世と名づくべき者唯元弘建武より足利の季世永祿天正の間までに過ぎるのみ源
平の壽永治水の間と雖ども僅に數年に止まるるなりし其他は反逆者は立所に誅滅
せられ外國の襲來は踵を旋らさず退治の功を奏すされば殆んど二千年の久しき一
度も外國に膝を屈せず恥辱を被りたる事なし實に日本人の万国に赫かす面目何
事の是に及かん日本人民堵を安んじ枕を高ふする根本實に爰に由るといふべし
れば國勢の強き所以キ人民の安寧なる所以も塗炭の苦しみを免かる、因由も全く
此紀元貳千五百有餘年赫々たる皇威の盛なるより出る事なるに之を何ぞ人民には
目出度理由なしといふや恩を報ゆるといふが本末轉回せりといふや宜しく其理を
察すべきなりかの孟子の説に 苟爲善後世子孫必有三王者矣君子創業

垂統爲可繼也とあり此意は苟めにも善徳をなしてこそ後世子孫に天神の助け
ありて必らず王たる者も起る事なれば君子は天津神の御心 協ふ様よなり功
業を創め興して統の元を垂れのこし永く子孫の繼ぎ傳はるの道を爲し置くべき事
じやと云て有るが實に此通御系統の永く續くの道も御代の盛んなる原も皆其元始
に善徳を積給ひしと天都神の殊なる景福を降し給ふ由ありと出てとにかく吾皇
室の一種特別なるの日本幸福は根本なり則ち我皇統の基は皇典に記されて天照
大神御手は天津靈の寶鏡と劍を持して宣曰く葦原千五百秋之瑞穂國者是吾子
孫可王之地也皇孫可三就而治焉 行矣寶祚之隆當與天壤無窮矣と宣
せられたりと有て誠に天地主宰の大神の一度御定め遊され命せ出されたる神詔な
る故天地の有らん限りも動くとなき道理なり既にいま上下三四千年其違ひなき驗
兆わらはれ萬國に比類なく御系統の連綿せらる、是則ち過去たる證據にして以て
往末をも推して察すべきとなり皆此一系の御恩恵により吾輩人民の無限の幸福を

受る効能あるよりいふにも實に天に舞ひ地に躍りても祝し奉り祈き奉るべき事に
ど有るなり

祈年祭

二月

祈年祭は是を我方言に「としおひまつり」と稱ふとしどはたよしの約りにて神祇
の田より穀物を寄せ授けまつり給ふ由なりされと穀物の登りを乞ひ願申す祭り故
かくは稱ふる事なりそも五穀の中にて稻は尤も第一の物なる故其種蒔の苗代作り
事始むるにのぞみて此祭を行はせらる、事なり偕其年の作物を荒さ風荒さ水に逢
しめ給はず鹽かある登りを賜はらば出来たる秋の初穂にと饒々しく取備へて祭ら
せ給はんとの祝詞の文の意にて俗にいふ願をかけ給ふ由の祭典なり則ち本日宮中
神殿に於て御祭あり此日日本全國各府の官國幣社神社へ其幣帛料神饌を班ちて
送出させらる、故本日を祈年祭班幣といふより偕夫より各府縣廳へ到着の上其
知事令書記官等奉幣使として其社へ参回し祭典執行する事なりされば此御祭典と

新嘗祭ど有るが中にも殊に重大なる御祭なるごとく人間顯世に在りての先差當りて
の大切ある者は食物にある事なれば尤もしかあるべきとなり然して我國の五穀の
殊に美はしく味は原く萬國に勝れたる事は皆人知る處なりさはいへ大かゝの人の
さまでに思はぬもまた多ければ今いさ、か其けやけき擧て論さんに今は昔肥前な
る長崎に毎度渡來りしに唐人に程赤城といふが有けり詩文をも善くし彼美濃の國
養老の瀧の碑銘など製りたる名高き者なるが若年より交易商業の爲に年々ど航
海し來りしが年齢も早六十路に近き頃遂に渡海止めて二三年も渡り來らざりし
故長崎なる知己の人ども偕は老衰に及びし故渡海を止めしにこそさも有なんと思
ひ居し所二三年より突然またく渡り來りし故皆々案に相違し不審に思ふ折から
或人咄しの序に御身も最早眉鬢雪を戴さ給ふにも耳順は既に越されなんされを此
三四年渡り來られぬは數百里の波濤の上を越えての商業之艱難なりとて止らる
、事にやど存せしに亦々渡り來られしかば案に違ひて驚けるとなり去にても三四

年は何故に渡り来られざりしぞと尋ねしかば程赤城聞くよりいと恥かはしき顔色にて誠に其事なり夫に付ていざたなく恥かしき事こそ候へ我身若き時よりかく此地に渡り来ぬるにもいつしか常に日本の食物を喰なれあるに第一米の飯酒味噌の物其味の勝れたる實に我國ながら我本國の食物と假にも食ふに堪ざるに到りしなりされ七是迄年々渡り来りし間は其歸りには必らず日本の米穀其他の物をまゝ来る迄の分を必らず持歸る事なりしに今かく子や孫も盛長せる此年よりては皆々最早遠き外國かけての商業の子や孫より見る目も如何なり今は氣樂み隠居してわれよかしと云よど止むを得ず三四年止めて有りしが儂日本の食物尽て後は態と取寄るも餘りに奢りがましくさりとて我國の物が何分喰へぬ心地せるよりまゝく食物よひかれて波瀾の上の難儀も打わすれ渡り来ぬるにこそと顔打赤めて物語らひしとありまた黄檗の開山隱元禪師は支那人なるが若年より甚だ微弱性質にて常々人參湯を絶え用ひて兎やかく保れし程なりしに日本に來られて後は味噌

汁米の飯にて人參も何もいらす健康なる身となられしとぞ是等の事より推考ふるにも吾穀物の萬國も勝れて貴重なる事知られて誠に日本人が朝夕に香の物では飯が喰へぬとか味噌汁の物菜ふと過まるとか云て居るのは此咄から考がへると涙がこぼる、程勿躰ない事でおぼるて是といふも中臣の壽詞にある通り皇孫尊云云天都御膳云云千秋乃五百秋 瑞穂 平 安 介久 由庭 仁所知食 止 事依志 奉 天降坐云云とけ辭の如く全く主宰天神の御正統と立給ふ天子のまします國故殊更徳恵ありて千秋の長秋と天地の共に末永に瑞穂の美しき穀物を授け給へる物なれば吾輩人民は全く其御相伴にてかく至美なる瑞穂の稻をも戴くといふ者はありされば殊に鄭重て有難み御祭り申べさとなり猶是等の事に付ては新嘗祭の下に委しく申伸るであらん

春季祭

三月廿日

同秋季祭

本日は則ち春分の日に當り秋季祭は則ち秋分の日に當る事よて從來彼岸の中日と

いへりし日也此日や是れ春と秋との季候の真中に有之暑さと寒さとの中和を得て
 晝夜の長し短しもまた丁度平等にして實に年中の好季候なり抑も祖先を祭る事は
 古より春秋兩季を用ひし事と見えて仁明天皇紀に勅聽下彼氏五位已上毎至
 春秋之祭不待三官符一永以往還とあるを見て知るべし猶其證は數多けれど
 のみは擧ず支那にても禮記の祭義の篇に祭不敬、敬不敬、敬不敬、則忘、忘則忘、
 不敬祭、不敬、疏、疏、則忘、忘、則忘、云云霜露既降、君子履之、必有悽
 愴之心、云云春雨露、既霑、君子履之、必有悽愴之心、如將見之、
 子の心情より春と雨露、草木の生出るを見るに付ても亡き人々の事を思ひ出秋
 は霜露降り木々の葉枯行秋風の身に蕭涼たるにも、自ら亡き父母と慕ふの情起る
 是自然の人情による物なり春秋の祭祀は實に人情の至誠至真に出る物といふべし
 されば明治萬般の御改革より春秋兩季祭を興せられ此日宮中に於て天神地祇
 を始め歴代の皇靈を御祭り遊す事にて殊更天皇の御身に近き御正統の外と御式年

御正忌の御祭は一切廢止せられたりか、れと心あらん人々を速かに此天地自然の
 道理に協ひたる春秋兩季祭に懇篤なる祭事をなし彼從來七月十五日の盆會祖先祭
 などば廢するが尤も道理至極と思考せらる、也
 問曰唯今の貴説に舊弊の盆會と有るが盆會の舊弊なる處と何れの處なるや只に
 舊來の者が悉皆舊弊なれば神道は猶以舊弊なるべし此理由如何
 答曰舊物が舊弊處か却て新物コソ新弊の害毒殊に酷くしと吾輩は思ふ程の事で決
 して舊いから弊といふではないが其盆會を舊弊と云たのは先盆會と具には迂爾
 盆會といふて漢字を翻して倒懸とて倒しまに懸れるといふ意なり元印度にて佛弟
 子目連其母れ餓鬼道に墜てある由にて之を援ふ爲に此法事を始めたとかいふ事に
 て實は迂爾盆會と云法と餓鬼亡者が倒さまに縛り上げられて居るのを援くる義由
 の事なる由シテ見れば譬ていと或所で先祖が竊盜して忽ち發見り倒さまに懸さ
 れどらく搏殺されたで其子孫が夫か哀しさに其縛られたを解るす真似をして居

るを之を見る者が皆吾輩の先祖と竊盗だと云て家毎縛られを解く真似をして居ると同然の理由で其間の先祖には立派な大人君子も有ふのに何もかまはず悉皆竊盗待遇にするとは随分先祖に對して失敬といふか穢はしいといふか實に忌はしい祭りでござるされば其目蓮は母を慕ふ心よりなしたる事で孝行にも適ふであらふが遠い天竺の裔を目蓮の母が適ま何をしたか縛し上られたと云て遠い日本の者共の先祖を皆縛られにするといふは何といふと加更に解せず之が吾輩の目で見ては實に舊弊の眞正と存する義由でござる因て吾輩はどにかく春や秋の雨露淋ひ霜露降りて時季の往かはるに付け自ら先祖や父母を慕はしう思ふ至誠の孝行の眞心より基いし出たる此春秋兩季祭が第一實理に協ふ様に思考する事をござるさるから各々にもかくと勸むるとなり諸君其れ如何とする

神武天皇祭 四月三日

神武天皇は己に上に記したる如く人皇第一代の天皇にましまし御諱を神日本磐余

彦尊と申し天照大神よりは六代の御孫瓊々杵尊にと御曾孫に當らせられ則ち鷲草葺不合尊第四の皇子也御母と玉依姫とて海神の少女にませり回到瓊々杵尊始めて日向の國高千穂宮に天降ましくてより御子彦火々出見尊御孫葺不合尊までは彼國も坐し、が天皇御年十五歳にして甲申歲に太子に立給ひ同甲寅の年御年歳にして御兄等彦瀨尊稻水尊御毛沼尊と共に軍を起し給ひ道すがら九州中國と彼是の所に少時程宛宮居し四方の國々を平らけ撫綏し給ひ廿七年を経て多くの賊徒を服し殊に大和の國なる長脛彦といふを攻亡し始めて中津國に都華を定め給ひ萬世無窮の基ひを開き坐せり其間幾十艱難を経させられ或は千尋の海上にして暴風に躰まされ御兄稻水尊御毛沼尊は遂に外國に漂はせ給ふ亦怪しき熊が毒氣には君臣共に惱みまし醜の寇か射向ひ奉りし矢には御兄嚴瀨尊痛手に崩りまた程の事にぞ有りし斯迄に艱苦を凌ぎねとしまして稍々に四方を事向け治め給ひし事にて其御辛苦之限りなき事にて其大さ御勳によりて此二千五百四十

餘年の今日迄萬民一系連綿日月と共に限りなき皇威赫々下に御保護を戴き奉る事なり則ち御年五十二歳にして辛酉の年正月一日御位に即せ給ひ御在位七十六年其年の三月甲辰の日崩御有し御年百廿七歳則ち陽曆に推て本月本日に當るなり其山陵は大和國畝火山東北の陵に葬し奉り誠心百二十餘代地球上に比類なき皇統の開祖とまして人民安寧の基を興し給へば謹んで洪恩を敬ひ謝し奉るべき事なり

大祓 六月三十日 十二月卅一日

大祓とは凡そ人々の犯し、罪科に明らか世に目に見え耳に聞えし類は朝廷の法律もて罰し給ふ事なれ共人知らぬ罪或は己れも知らずく犯せし罪穢れの如きは解き拂ふ道なき故神の惡み咎め給ふ所となり身に災禍を被る事なまされば此神代より神の定め給ひし祓の術もて祓ひ清むれば自ら其罪穢れ去除さて幸福を受るに到るなり楮古へにて月々月の終りに行なひしも有りしをそは餘りに煩はしき

故六月十二月の月の終りに六月分を合せて之を行なふ事とせるなり抑も祓なる者の根元の理をいへば萬事穢れ古びたる氣を祓ひて清く新らしきを迎ふる意なり一躰祓は術といふは神伊邪那岐命の橘の小門の檉原に身滌まし、よ始まり故伊邪那岐神は其祓ひの効徳よりて日の神天照大神月の神月夜見神須佐之男神など願れませる事なり彼本居翁の歌も「禍事を身滌せれこそ世を照らす月日の神は成出させれ」と詠れて誠身滌祓の徳にて天地を主宰し人類禽獸草木悉皆の物を繁昌せしめ給ふ月日は神も願れまして世の中開け人生榮え來たる社福の根本爰に在りと知るべきなりさてしも祓ひ身滌す神徳の限りなきを思ひ知るへしされば人たる者不時の惡事災艱を免がれ生涯の幸福を求めんとしては此祓の術を大切に修むべき事なり殊に此六月十二月の二度の祓は大祓と号けて朝廷より命ありて日本全國人民を祓はせらる、事なる故人々謹んで參拜修行致すべし事なり

天長節 十一月三日

本日と今上天皇の御誕生なり天皇御諱と睦仁孝明天皇第一の皇子にして御母は皇太后宮藤原氏御諱は夙子左大臣九條尚忠公の御女也實と從一位中山忠能公の御女慶子の生奉られし所なり則ち嘉永五年壬子歲陰曆九月廿二日御降誕あり慶應三年正月御齡十六歳よして御踐祚あらせられし皇后宮は藤原氏御諱は美子一條左大臣忠香公の御女也謹んで惟みるに抑も今上帝や斯に殆んど千歳漸く衰廢せし朝廷百の制度を興し給ひ萬揆を古へに復し維新の大業を擧げ給ひ吾國古今未曾有萬國の交際を開かせられ所謂海陸軍の制度より學事法律其他工作に到り鉄道電線郵便運送萬般開闢來の大改革を布せられ上下は人民に無窮の安堵を賜たりたり實に御功烈天地に均しく御仁恩山海も較るを得ずといふべしまる折かふの御歌數多き中にも「植置し庭の吳竹代々を纏てかこらぬ色のたのもし死哉」と御製遊ばされしを畏れ推慮り奉るにも吳竹の代々を經其色めでたきが如く公民が久賢の天津神代の始より幾世久しき今の代までも大皇闕を戴き奉る事のかはりなきことと

頼もしく思しめさる、にも猶往末もかく有れかしの叙慮にこそと考へ侍らるれ
 わな畏さかも天地の神の定め給ひさる我大御皇闕に坐ぞよ大御國內に住居してめ
 でたき衣食住を戴く者のゆめ鹿略に思ふべき事にはさてしも其御誕生たる此祝節
 よは恭しく壽ぎ奉り頌へ奉り猶往末國家の大平聖體の御昌福を祈り申すべきこと
 云々でもなき事なり

新嘗祭

十二月廿三日

此祭典は祈年祭の下にも云へる如く所謂祈年祭の願解の趣旨にて神々の御守護
 により奥津御年の稻も美ばしく饒かに登りたるにより其出來たる新穀を御供へ遊
 す由の御祭りにて年中第一の重き御祭りといふべし此日宮中にて今年の新穀を
 神殿なる天神地祇に進め奉り給ひ天皇御自にも開し食す事なり諸祈年祭と均しく
 日本全國官國幣社にも幣帛料神饌料を班ちて祭らしめ給ふ事なり諸此祭りの事
 を吾邦の言葉にてコヒナメイツリと云フコヒは祈らし死由ナメは嘗食ふ由にて其

年の新あらたしき穀物こくぶつを神かみも人も嘗あめくら食たふ由よしの祭まつりなり抑おさも人間にんげんに於おて生命いのちの本もとは食物しょくぶつにあれば食物しょくぶつの重おもき何物なにものか是こゝに若しかん殊ことに上かみにもいへる如ごとく日本にっぽんの萬國まんこくに勝かれて穀物こくぶつの美みなる國くになれば殊ことに其祭まつりも鄭重ていじゆうしかるさもあるべきとなり楮か此祭まつりりを天皇てんかう始めて皇位わうゐに即つせられし時ときに行おこはせらるゝを大嘗祭たいじゆうさいと申まをして其事このことの大造たいそうなるは申まをすも中々ちんぢんなる事ことよてそは上かみにも云いたる中臣なかつひの壽詞じゆうじの通とほり彼瓊かのに々杵尊しむみの始はじめて天上てんじやうより日向ひなたの國くに高千穂たかちほの宮みやに降くだらせ給たまひ天上てんじやうの穀物こくぶつは種たね茂さか此地このちは種たねを植うせられて其翌年そのあつねに出來きたる新穀しんこくを以もつて此祭まつりりを始はじめて行おこせられし時ときの其まゝの儀ぎ式しきを取とり傳つたへさせられ御代みよ々々の始はじめに行おこはせらるゝ事ことなりしさて此高千穂たかちほの宮みやの御儀みぎ式しきはまた天上てんじやうにて天照大神あまてらすおほみかみの親したしく天津高御坐あまつたかみくらにまさせて天津日嗣あまつひつぎを授まづけ太祝詞たむつひことを宣のり給たまとせしまゝの其有狀ありさまを摸うつさせられたる物ものに之實じつに尊たかしきんと云いふも愚おろかなる事ことにて則すなはち其儀ぎ式しきに仕奉つかまつる人々ひとびとは悉皆しつげい神代かみよに仕奉つかまつりし神々かみの神孫かみみの人々ひとびと仕奉つかまつる事ことなりしとは延喜式えんぎしきの大嘗祭たいじゆうさい式しきの御文みふみを見て知るべき事ことあり嗚呼あゝ萬國ばんこくも何れ

の國くにに斯かる尊たかき祭まつりありや能よく思おもふべし事ことなり

問と曰いは先刻せんこくよ段々だんぢんの御説おんせつ先大抵まづたい合點あひてんは致いたさか今時いまとき夢想むさうや巫まじの口くちよせでさへ滅多めつたに承知しやうちする者ものなき世よの中央ちゆうぢゆうに毎度まいどの御説おんせつに神魯伎かみろぎ神魯美命かみろみのみことが云いふ天照大神あまてらすおほみかみが云いふと動うごもすると造化さうくわの神様かみさまがさつと諸省しよしやうの長官ちやうかんか何かなにかを見みる様に口達くちだつを以もつて左之さの通相とほあひ進すすむといふ調子てうしに御達おんたつしとはらとふしぎが過する様に存ぞんじられ合點あひてんが程ほどよく落おかぬる事に候さうらふが爰こゝは御答おんたふのいひでおさる

答こた曰いはいかさま天地てんちの眞理まことをよくも尋たづねられぬ眼まなこかゝは不測ふそくが過すると思おもはるゝも一通いっり尤もつとなる事ことなるが能よく考かへて見み給たまへ手近てぢかき咄はなで申まをさんにも到底たうてい此世界このよは不測ふそく盡つくしといふ物もの其子細そのこさいは今いまでは小學校せうがくの兒童こどもでも知して居ゐる手近てぢかき咄はなで此日このひ輪りんや大地だいち球きうがこうして大虚空おほそらにぶらりとして居ゐる是こゝが先づ第一だいいち不測ふそくが過する者ものであります誠まことに麻繩あさぢで香かうの物ものの壓石おしを繫つしたのでさへ中々ちんぢん懸念けんねんな物もので其下したを通とほる時ときに之胸むねがひやくする事ことなるに此吾輩このわれの生涯せうがい處ところか天地無窮てんちむきゆうに坐敷ざしきを立て部家べかを構かまへ三階四

階安樂に枕を高ふして居る其土産の地球なる者が實は麻繩一筋懸もせず攝引力
とか何とかいふ者で程よく繫して春夏秋冬三百六十日白羊宮だの金牛宮だの定格
に遊亂なく環り往くといふ物なるの何と其攝引力といふ物はどんな鎖か麻繩か博
覽會で一見と願ても出来としないので必竟是造化の神の御力といふより外はある
まいでおざる然れば神力といふ者は到底全能全徳自由自在といふ者で不測過る所
の咄でないでその直々に神世の時物を言せられた位は實にいふにもたらぬ事であ
ざる但し神代が人世とかはり顯と幽との隔か極たる以上は左様には參らぬ事な
り然し其顯と幽との隔もまたやはり神の自由自在なる故いつ何時直々の御達しが
あるかも知れぬ是また余輩更に保証の出来ぬ此不測世界といふ者でおざる

産土神例祭

産土神とて則ち今の氏神をいへり宇布須那とは宇布と生にて吾生れし土地の萬づ
の根となりまとなり給ふ神之と産土神とは申すなるとされば我身體の何一ツ缺る事

なく全く成と、のひ生れ出るより縁邊生死病煩の一切其村落の五穀桑綿材木炭
薪諸産物の生立ちまで悉皆洩る、事なく恵み守らせ給ふ所なりさてまた氏神と
も稱へ申す由は昔では神代のみ、神孫の人々一族皆一村一所に住居せし故其住居
の村に氏れ先祖の神を祭りしより其風例となりて凡て一村の鎮守れ神を氏神とは
となふる様になりある者なりといへりかくいへば氏神とは藤原氏の天津兒屋根命
齋部氏の太玉命物部氏の饒速日命の類をいふ也また一説に氏とは生地由にて
生れし土地をいふ事やがて内といふ語と同意なりともいへり縦しや産土神と氏
神と其名稱の本の意はかはるにもせよ今になりては全く一ツ事なりとは総て其一
村一郷に生立つ者は人間は云に及ばず禽獸草木悉皆其鎮守の神は分け受持給ふ化
徳に生ひ出る事なる故鎮守神よりと敷地の内の人民はやがて吾兒とし守り給ふ事
なりされば何れにしても其神徳を被ふる所は違ひあるとなしさて村中の人民皆其
生地の子と見る由にて氏子とは稱ふるなり因てはとにかく氏神と氏子とは畏

これれと誠に親と子との如き因みありといふべし是に付ても平田六八部の諸先生の引れたる神宮雜事といふ書に載たる文に「權をめぐにも我産須那の神をさし置て他處の利益を仰せ奉らんと吾主君をさし置て他處に參るが如く不當なるに非ずや然れば狹少の處に御坐とも其恩徳を忽にすべからず社の損はれたらむに之何なる弊衣を纏ひ着ても餓死せむを期として奉仕爲べきなり若當處の神不信者を咎めて崇り給へ、いかに憑奉るども他所神更に助給ふべからず」云々と見えたりとぞ是死生人鬼ニツにして一ツと易の大傳にもある如く顯世も冥世も死したる後も生たる此世も人も鬼も更に易りなき道理にて神と人との間も主と臣との間も同じ義由故尤もさもあるべき事なりされば顯世にて上朝廷府縣廳郡役所戸長役場とある如く幽世を御治めなさる、にも八神殿賢所伊勢出雲の神の宮各府縣の官國幣社縣社郷社村社と順々に國土の幽政を知しめし治め給ひ一國一村人民の善惡邪正を鑑み御覽し其賞罰を施し生死縁邊家門の盛衰萬般の事皆一々とさため定め給

ふ事なりさて御維新以來と東京に神道事務本局あり國々に事務分局支局ありて全國の神事の本を統べ則ちまた明治十四年二月廿三日太政官より布告ありて東京事務本局を始め國々事務分局には宮中に齋祭させらる、所の神靈天神地祇賢所歴代皇靈を遙拜奉仕可致様被仰出一品輔仁親王總裁に被仰付たる事なり抑も日本は古へより政教一致とて政事とは神に事へ奉るを本とするより起りたる名義の由なるに實みかく分局支局と氣脈を通し神道事務を往渡らしむると古の道に協ひたる方法といふべしさてまた氏神の春秋例祭と春秋兩季祭の下にも云へる如く尤も重き子細あるとなるに殊に秋の例祭は所謂齋嘗祭を兼たる者にて其郷村土地の神の御守護によりて萬の物之成出來る事故其本に報ひ養ををし仕奉る理由にて其出來たる米を以て酒を醸し醴を作り餅を搗き其他野菜菓悉皆出來物殘進奉りて恩を酬し申す由なれ尤も尊嚴しく仕奉るべきと云までもなきとなり是に付ても氏神の氏子を守り給ふ狀を記したる者は古に書にも數多きとなるが其中にて

一ツニツ尤も掲るしを掲るに古今著聞集に仁安三年の四月廿一日のとなりしと
此日吉田の祭にて有けるに其氏子なる伊保守信隆朝臣といふ人が氏神の御祭りせ
ず仁王經といふ佛經を誦せて有けるに忽ち其御燈明は火障子に燃つきて其夜やけ
にけり其宅と大炊御門室町に在りて其鄰は民部卿光忠卿の家なりしが氏神祭嚴重
にして有ければ火移らざりけり恐るべきの事非なりといひまた藤原重澄といふ人
若き時近衛尉といふ官にならんとて稻荷の社の氏子と有ながら賀茂の社に願をか
け土屋など寄進したりけり然して度々の除目の時に何も外れて推舉する人もあれ
ど其敷に洩にければ重澄と加茂の社の師にしきりに祈願を願けるに其師の夢に稻
荷の社より加茂の社へ御使ありて重澄が願ひ申すこと許させ給ふべからず彼と我
膝元にて生れながら我を忘れたる者なりとの御口上を申述たるは加茂の御社にて
答へ給ふはさらば此度は任されずして思ひ當らせ次の度の除目に成さるべしと
御返事有けると見し故驚き此事を重澄に告げるにぞ重澄も恐き入て稻荷に参りて

種々願申けるに其夜の除目には外れしが次の度おと云も出さざりければ相違なく
なされにけりとあり是らにて其御守幸賞罰一々に御覽し治め給ふ狀推て察るべき
となりされを其生る、は云も更なり死しる後まで其御許に参りて御保護に被る
と云にも及ばず先祖の靈魂も皆参り會りて仕奉るとなれば一年の例祭は云も更
なり其他の事社殿の營繕日々の日供御燈明時々の出来物の初穂を進奉るなど決し
て等閑なく怠らず仕奉るべきとなり是則ち其身安全息災子孫繁昌の基といふべし
同日以上産土神の神徳永々と承とつあるが御説全く無理とも思はれど何分折々
各村里を歩行て見るに産土神の社といへば大抵拜殿は落葉堆高く散積り俄雨に
稻刈刈込麥を積上げ境内は何時掃た物やら手水鉢と木の葉に埋り神殿は蝸と鼠と
腹一杯に馳けまはり蜘蛛の巣と壁虎の糞のみ所得顔なるに屋根は漏り軒は腐り太
しり立たる柱と朽ち氷木高知たる荷木は落ちるに鼻缺少腕の折たる隨身眞黒な
る鏡や虫の蝕残したる木像殿をならべてせつない時の神、兎雷りも鳴る時はか

り横濱付けといふた様に流行病や早魅長雨心細い時にはかり彼木像や紙幣の前に頭をすり付け蓋籠りとか通夜とかか百度だの徒足参りなどの泣言をくゞり立ると云も随分野蠻じみた所行と思はるゝとなり然も祭典といへば神さんより己れが樂しみに獅子頭だの御輿だのかつき出し丸で狂人も呆漢もよろしくといふ有様に狂ひまゐるもほめたときも思はず夫ぐから拙者などは到底我意に任すとならあんな空堂や木像殿は廢しにしてさつぱり天主一神とか何とか潔白にやりさい様思はるゝでござる

答曰産土神殿實際景況記詳細の御説誠に其實景と感心致すか併し其神殿に木の葉が堆高く蜘蛛比集の所得顔なる屋根が漏り軒が腐り隨身の鼻缺たる如死は固より其民村や神官の不心得なるにこそあれ更ニ神明に關係はなきとなり但しか、る失敬なる氏子や神官にも罰の被らぬといふ様ではナト感應も程が知らるゝ、などいゑるゝ、ならんが其れは大なる誤りありと昔支那の吳子胥といふと楚國の臣下

事りしが其父吳奢といふ者楚の君平王の爲ニ無實の罪に殺されたるより吳子胥は恨み骨髄に徹し吳の國に逃げ走りて數年經る後遂に吳王を勸め兵に將として楚の國を攻破りし最其時其平王と死んで居られたに態々故主平王の屍を掘出し撻ら恥かしむると三百なりしに其時楚國の臣に申包胥といふ者有し其吳子胥に書を送りていかに父を殺されしとて願在故の主君を屍を撻つとは餘りのとなり必らず天神の許を所にあらず古語に人多ければ天に勝つ天定つて人に勝つといふ言わり願みすんば後に悔るとあるべしと云ひ使はせしが果して數年の後吳子胥も九無實の讒言よと吳王は爲に殺され馬の皮に包んで江水に流されしとぞさまで吳子胥が罪ある事あらを天神直ち其場で撻つ手も曲り足も引する程の罰も有べき様なれとそこが幽と願との阻てありて今警察や分署に告訴して即時拘引捕縛といふ様な現罰はなけれも所謂人多ければ天に勝ち天定まつて人ニ勝つといふ者にて一時人の勢力盛なる間と罰も被らぬ者なれとて天定るとて天神が御覽

し定められたる以上善は善惡と惡と廻り來るが天道の自然といふ者なるとされば産
土神の屋根漏と軒端汚ち拜殿之落葉重なり隨身は身缺たる類も的面に其祟りこそ
なけれか、る不信心の氏子の有る所は必らず流行病や水難火難打つゝ人氣惡し
くまり一村痛み所寂實れゆく者なりと前にも云如く氏子を子と思しめす御心よ
り一年營繕を怠り一度失敬をなしたりとて直様に足曲れ手腐れよとと思しめしも
すまじ猶蕩樂なる子の愈よ可愛さ如く御覽すと慈悲ある親の心に換りなきも怠
りに怠りを重ね失敬に失敬を重ねるより止むを得ず種々災難を下し神罰を擬給ふ
事なり

次よと獅子頭や御輿を荷ぎ出す事を云云といはれたが普通の人の見識でと昔斯の
如き者なり彼禮記に掲げたる如く昔子貢が其師孔子に村方の蜡祭の事を語りて
一國之人皆如狂賜(子貢)名)永不知其樂と云たる處が孔子が對へて百日之
贈一日之澤非三兩所不知といはれたと流石聖人程あり人情道理に能く行さわた

られたる申分で農人が耕作に長さ夏中百日も苦みたる苦勞を休むる爲且神恩を報
ゆる爲の蜡祭 一日の祭禮に十分に澤はひ樂しむ譯で縦へ狂人の如く呆漢の如く
なるも是にて本に報ゆる禮義立ち人心も和らた樂しむ人情自然の祭典の道理にて
若如きの者の知るべき所に非すと一本やりこめられたる所でおざるされば足下に
も狂人の如くだの呆漢の如くだの嫌はる、時には足下如きの屁埋屈輩の知る所に
非すと一本參るべき所なりしかし彼佐藤信淵翁の云はれたる如く祭禮に十分に賑
合ふのは更に惡き事に非ざるも其祭の爲衣服飲食の大造にならざる様心得べし是
が爲奢靡に過て一村の貧寂ゆく如きと尤も誠しむべき事なりと申されたり是等は
戸長議員などのよく心得置べたことなり

問曰幽討は道理や祭典の子細と承知致したるが一昧以初よりの御説にては全世界
各國に亘り吾々人間生活の本と悉皆所謂八神殿なる産靈大神造化主宰の神徳に出
るとの事よて其れに仕奉るは本に報ひ始に反る道にて人民は義務いかさまと吾輩

承知も致したが夫にまたく生土神といふ餘計な者を埴ね出し是將造化の徳草木
五穀の生長をも主宰あるとは更ふ合點がゆかず夫故拙輩は前申す通と奇麗に唯天
を仰ぎて其天にまします産靈大神とか皇天上帝とか之を拜する以上別に又々鏡
や木像殿には縁も用事もないと存するから吾輩將來之氏神無關係と致したいでござ
る

答曰いかさま此所は神道に究竟極意なる故一應にて足下輩に合點もゆくまいが是
につき咄こそあれ昔し支那の宋の世に紹雍といふ人が自餘吟といふ物を書て其中
に天地自我出といふ言を云たか何も紹雍ぢやとて吾輩普通の人間なるに於て天
地を我身から造り出すといふ様の途方もなき言を云べらに非るも能々考ふると全
世界吾々萬物悉皆天之御中主神の産靈の魂より分り來る者故掛卷と畏言言まな
れと吾は御中主の神様なり御中生の神様と吾なりソコ紹雍も御中主の神など
いふが如き道理ある故其根本の御中主神の産靈も成たる天地なるを以て天地吾よ

り出づとかう云たる者を見ゆるでござるされば悉皆此道理にて天地間の神も人も
草木も其分魂ならざるなく其風を吹せんと思食た御魂は級戸の神となり給ひ食物
をなさんと思めした御魂は豊受の神となり給ひ商賈を繁昌させんと思めした御魂
と事代主神とあり給ひ國の精となし給ふ魂を生國足國といひ島の精となり給ふ
を生島足島といふ如く一切萬物山河草木に充ち瀦り給ふ事にて其内に之續岐國那
珂郡琴平ならば琴山の山河草木を知らし主長せしめ給ふ御魂を琴平の生土神とい
いふことなりさて其間八幡宮とか天満宮とか加茂大神とか夫々の神魂を其社に齋
ひ鎮むれば其天満宮も加茂大神もやはれ亦固より産靈の魂故元來の産靈の御
魂と一ツにあり造化の功を賛けて村所を鎮め守り給ふ事なり
問曰然らば猶々吾説こそ道理に當れ貴論の通りなれと御中主神は其根本なり八百
萬の神と枝葉なり然る時には其根本をさへ培ひ養へば枝葉は隨て繁茂する物に
て孰れの草木にあれ決して枝葉は枝葉に別段培養すると云事とあらざるなり是に

由て察せられよ吾天主一神を祭祀せんと云説の道理に適したる更に異論なし足下
決して言ふ事能はざるべししかし猶説ありといは、聞かん豈是に對するの辨ある
べきぞ

答曰足下の駁説は一を知て二を知らざる者と云べし草木に枝葉ありと云事は知て
實を結で種より萌ると云事を知らざる愚説也草木も一樹一莖なる間こそ培養も其
一株一本にてすむ事なれ實を結んで其種子地に落て更に芽萌し別株別莖になつた
るを見られよ何程其本の根株も培養をなしぬりどく其芽萌の力に何の益かあらん
假令は甲七といふれ息子に乙八といふが有て疝氣で病付寢て居るに親なる甲七に
頼りに藥を飲するが如しいかに浴せかけたりどていかで息子乙八が快氣をる理あ
らんや去れば御中主神の御魂は漸々天地増生成長するに従かつて神魂分立給ひ
各物各地に増加去給ふ事畏こかれと猶草木の種より別株を生じ父祖より子孫を生
ずるが如しされば其子孫既も別家門を立たる以上吉凶 祭谷の業内に父祖れみ相

まぐ子孫は招かずしく可なりと云の理あらんや

問て曰上の説よりて神に別體別株となるの理ありといふの説は承知せり唯造化
生育の功に到ては主宰天神一神に有るべき事にて豈土地々々に主宰あるの理あら
んや然れば各地鎮守の祖を立ると贅物なりとこそ思考すれ此理奈何

答曰決して在やうの理ある事なしそは人祖顯在の上にてても知らる、事なり例令は
日の一版は天降陸上の知食す所よして太政大臣之み代り奉り全國を主宰せら
る、事也然らば全國の事務悉皆東京太政官にて取扱るべき事の様あれと若
し左様みしたらば此説の琴平村にて轉宅したも婚姻したも悉皆太政官に届出
て讀取 那珂郡琴平村戸長兼 太山大臣 某殿といふ當名にて全國より届書を持
込た、時には恐らく太政官には届書と富士縣と均しく木積揚るに至り更に事務
は運女所の沙汰には行ざるべし斯る道理あるにても知るべき也去から村々所々ど
夫々持分け産土にて宰り治め給ふ事なりさればかく宰り給へばこそ吾身の四

肢百體目鼻の一ツ指の一本も缺る事なく生る、といふ者なるに之を贅物といふが如き人物には速かに主宰外に追拂ひて目なり鼻なり引邪めて思ひ當らせたま事なり是に付ても能く考へ見られよある者の一個の小鳥一個の虫蝶にても生活心のみ、なるは云も更なり彼知覺なき一草に至り含羞草は人は是も觸れば拜むに似たり捕蠅は其業に觸る、飛虫を捕ふ目宿の風雨を知り其他稻の秋の初穂を出し登るに中り天晴れば其穀ひらけ花を顯すに入曇り雨降るとすれば忽ち穀の殻を塞ぎ花を包んで雨を防ぐなど誠心ある者も及ばざるが如しまた蘆薈と甘蔗と畝を隣り胡椒と白朮と同一圃として其苦さと甘さ甘さと辛さと幾百千の圃毎に更に違ひある事なく認あることなし是等を以ても見よ誠其土地の神明の靈魂土地草木に充滿く主宰ましますにあらすして豈能く斯の如くならんやされば苟且にも其所々の産土神を僉等に致して可ならんや能思ひを潜めて察すべき事なり抑も吾輩神道の義理につまなくまで腦漿を流り筆を禿らすこと豈一身一個の爲ならんや

謹んで惟んみるに皇典には能こそ神習へといひ儒書に之天命を畏ると云ひ誠なるより明かあるといひ洋説には天理は必然に由るといひ天に對する義務といふ斯就れの道にも天神を目的とする事なり是皆人と神を敬まふより意はせ誠なり意はせ誠にして身修まり身修まるよと家齊ひ國治まり天下平らかなる自然の道理備りあるが故にこそ況んや我日本は神國として神の惠萬國に勝れ正しき天津神の御正統とある天皇陛下知しめしめますに於てれやされば神の詔命のまに々々天皇を戴き奉るより自ら上下分に安んじ人心一致し人心一致とるより武勇奮ひ國威八荒に赫き天地と窮りなく國土安寧の道確立する事なり故武島の大日本の國の日月は共安寧なるの洪き基とある物は此神道なる我天の下の諸民の天晴手伸しく浦安く安居せん道は此道にこそと思ふよりの事にてまてぞ斯之暇の小手巻繰返々々も説論して人々に神を敬ふの道を勸むる事になんさはれ言語格を浦の蘆山賊まで下解よと思ふま、無下に里巷訛して物したれば大方の謗も後めたし然しながら説の限

りと畏くも神の御詔り或は聖の誠を本として記したればあなかしこ文の俚ひたりとて勤麗容に勿思ひねとしめ給ひぞよ于時明治十六年年終る月上旬八日に琴平假分局に筆を漬して分局の長宮崎の康斐大人の誂らえらるゝま、築紫の道の口の國人松田の敏足かくしも記し竟ぬ

明治十七年六月廿五日御届
同年七月三十日出版

定價金拾銭

著述者 松田敏足

福岡縣士族

筑前國福岡區濱ノ町
三十七番地居住

出版人 宮崎康斐

愛媛縣平民

讃岐國那珂郡琴平村
百六十二番地寄留



